

5 派遣労働者関係費用等

(1) 派遣労働者の受入状況

平成 22 年（又は平成 21 会計年度）の派遣労働者の受入れ企業は 28.4%（本社 30 人以上 30.2%、前回平成 18 年調査 36.7%）となっており、受入れ企業の派遣労働者は 11.1%（同 11.0%、同 12.5%）となっている。

派遣労働者受入れ企業の「1 企業 1 か月平均派遣労働者受入れ関係費用」は、72,243 千円（同 86,830 千円、同 78,826 千円）となっており、「1 人 1 か月平均派遣労働者受入れ関係費用」は、261,706 円（同 267,208 円、同 231,697 円）となっている。（第 22 表）

第 22 表 派遣労働者受入れの有無別企業割合、受入れ企業の常用労働者に対する派遣労働者割合、1 企業平均派遣労働者受入れ関係費用及び 1 人 1 か月平均派遣労働者受入れ関係費用

企業規模・産業・年	全企業	派遣労働者受入れ		受入れ企業の派遣労働者割合 1)	1 企業平均派遣労働者受入れ関係費用（千円）	1 人 1 か月平均派遣労働者受入れ関係費用（円）
		あり	なし			
平成23年	100.0	28.4	71.6	11.1	72,243	261,706
1,000人以上	100.0	61.5	38.5	9.5	805,365	307,359
300～999人	100.0	51.9	48.1	11.6	145,632	243,831
100～299人	100.0	40.2	59.8	11.9	56,071	257,302
30 ～ 99人	100.0	22.2	77.8	14.0	17,477	199,877
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	22.2	77.8	4.5	24,239	358,839
建設業	100.0	13.4	86.6	7.6	87,319	387,431
製造業	100.0	41.3	58.7	9.5	66,810	282,483
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.0	64.0	3.1	86,668	268,950
情報通信業	100.0	38.2	61.8	19.0	249,741	370,720
運輸業、郵便業	100.0	13.9	86.1	15.7	99,762	191,003
卸売業、小売業	100.0	30.3	69.7	5.8	31,822	267,947
金融業、保険業	100.0	61.1	38.9	17.2	446,342	250,729
不動産業、物品賃貸業	100.0	33.1	66.9	17.1	31,117	95,566
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.8	65.2	12.6	114,273	433,331
宿泊業、飲食サービス業	100.0	23.2	76.8	20.7	14,454	58,455
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	18.5	81.5	20.7	26,863	94,483
教育、学習支援業	100.0	14.6	85.4	5.4	22,672	260,358
医療、福祉	100.0	11.0	89.0	8.1	41,101	217,916
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.8	85.2	18.5	82,026	191,289
平成23 [※] 年	100.0	30.2	69.8	11.0	86,830	267,208
18	100.0	36.7	63.3	12.5	78,826	231,697
10	100.0	20.3	79.7	5.8	62,168	296,551

注：1) 「受入れ企業の派遣労働者割合」とは、受入れ企業の期間を定めずに雇われている常用労働者（パートタイム労働者を除く。）に対する 1 か月平均の派遣労働者割合である。

2) 平成10年調査は12月末日現在、18年及び23年調査は1月1日現在である。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

23※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

4) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

(2) 派遣労働者数の変化【新規調査項目】

3年前（平成20年1月）又は現在（平成23年1月）派遣労働者がいる企業は40.4%であり、これらのうち派遣労働者数が「3年前と比べて減少した」企業は60.8%となっている。産業別に「3年前と比べて減少した」企業をみると、製造業71.2%、金融業、保険業63.0%、生活関連サービス業、娯楽業57.9%などとなっている。（第23表）

第23表 3年前と比べた派遣労働者数の変化別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業	全企業	3年前又は現在派遣労働者がいる	派遣労働者数の変化			3年前も現在も派遣労働者がいない
			3年前と比べて増加した	3年前と変わらない	3年前と比べて減少した	
計	100.0	40.4 (100.0)	(21.1)	(18.1)	(60.8)	59.5
1,000人以上	100.0	80.6 (100.0)	(14.3)	(16.6)	(69.1)	19.3
300～999人	100.0	69.2 (100.0)	(17.9)	(16.1)	(66.0)	30.7
100～299人	100.0	56.3 (100.0)	(20.0)	(18.2)	(61.7)	43.7
30 ～ 99人	100.0	32.4 (100.0)	(22.6)	(18.6)	(58.8)	67.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	29.4 (100.0)	(39.3)	(16.4)	(44.3)	70.6
建設業	100.0	22.7 (100.0)	(18.6)	(26.7)	(54.7)	77.3
製造業	100.0	57.7 (100.0)	(18.7)	(10.2)	(71.2)	42.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.5 (100.0)	(40.2)	(27.8)	(32.0)	58.5
情報通信業	100.0	50.8 (100.0)	(24.6)	(27.8)	(47.5)	49.2
運輸業、郵便業	100.0	23.6 (100.0)	(21.0)	(21.5)	(57.5)	76.4
卸売業、小売業	100.0	39.7 (100.0)	(23.2)	(20.3)	(56.4)	60.3
金融業、保険業	100.0	77.7 (100.0)	(22.3)	(14.7)	(63.0)	22.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	43.5 (100.0)	(22.9)	(27.0)	(50.1)	56.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.7 (100.0)	(30.5)	(16.1)	(53.3)	48.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.3 (100.0)	(24.4)	(29.8)	(45.8)	67.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	30.1 (100.0)	(15.5)	(26.6)	(57.9)	69.9
教育、学習支援業	100.0	20.4 (100.0)	(24.5)	(22.2)	(53.3)	79.6
医療、福祉	100.0	19.1 (100.0)	(26.8)	(32.5)	(40.7)	80.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	26.3 (100.0)	(20.4)	(26.9)	(52.7)	73.7

注：1) 「全企業」には、「派遣労働者数の変化」が「不明」の企業を含む。

2) ()内の数値は、「3年前又は現在派遣労働者がいる」を100とした割合である。

3) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

(3) 派遣、請負等における代替の状況 【新規調査項目】

3年前から現在までの間の派遣、請負等における代替の状況をみると、「派遣、請負、自社の従業員の間で業務の代替・切り替えは行わなかった」企業が66.6%、「派遣労働者を活用していた業務を自社の従業員で実施するようにした」企業が19.6%、「自社の従業員で実施していた業務を派遣労働者を活用するようにした」企業が7.8%などとなっている（第24表）。

第24表 3年前と比べた派遣、請負等における代替の状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	派遣、請負等における代替の状況						派遣、請負、自社の従業員の間で業務の代替・切り替えは行わなかった
		派遣労働者を活用していた業務を業務請負に切り替えた	派遣労働者を活用していた業務を自社の従業員で実施するようにした	業務請負を活用していた業務を派遣労働者を活用するようにした	業務請負を活用していた業務を自社の従業員で実施するようにした	自社の従業員で実施していた業務を派遣労働者を活用するようにした	自社の従業員で実施していた業務を業務請負に切り替えた	
計	100.0	1.4	19.6	0.9	2.0	7.8	1.4	66.6
1,000人以上	100.0	4.3	46.5	2.0	2.9	8.2	1.9	33.2
300～999人	100.0	3.0	38.6	2.3	2.3	8.1	1.1	44.2
100～299人	100.0	2.6	28.0	1.1	2.7	10.1	1.9	53.0
30～99人	100.0	0.9	14.9	0.7	1.7	7.1	1.2	73.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	－	15.5	－	－	9.2	－	75.4
建設業	100.0	0.1	11.7	0.3	1.2	5.5	0.2	81.1
製造業	100.0	2.1	32.9	0.6	2.3	10.9	1.3	49.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.2	8.8	1.7	2.7	10.5	2.8	71.2
情報通信業	100.0	2.8	18.7	3.6	6.5	7.5	1.9	58.8
運輸業、郵便業	100.0	2.4	11.0	1.0	1.2	4.7	1.4	77.4
卸売業、小売業	100.0	0.8	18.5	1.1	0.5	8.0	1.3	69.1
金融業、保険業	100.0	2.1	40.2	1.0	－	9.7	1.2	45.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	2.4	15.2	－	2.7	8.0	3.3	68.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.6	21.6	4.6	6.2	6.1	2.6	58.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	1.2	9.9	－	2.9	8.6	1.4	75.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.4	13.0	1.4	1.1	6.7	2.2	74.1
教育、学習支援業	100.0	0.3	12.3	－	0.3	4.0	0.7	82.4
医療、福祉	100.0	－	6.8	0.2	0.1	3.4	1.2	88.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.4	9.2	0.1	3.2	4.2	1.3	80.8

注：1) 「全企業」には、「派遣、請負等における代替の状況」が「不明」の企業を含む。

2) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

(4) 派遣労働者が担当している業務の今後の予定【新規調査項目】

現在派遣労働者を受け入れている企業について現在派遣労働者が担当している業務の今後3年間の予定（3つまでの複数回答）をみると、「引き続き派遣労働者を活用する」75.9%、「現在受け入れている派遣労働者を自社従業員として直接雇用する」26.8%、「現在派遣労働者を活用している業務を現在いる自社従業員で実施する（新たな自社従業員の雇い入れをしない）」20.2%などとなっている（第25表）。

第25表 現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	現在派遣労働者を 受け入れている	現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定（3つまでの複数回答）						現在派遣労働者を 受け入れていない
			引き続き派遣労働者を活用する	現在受け入れている派遣労働者を自社従業員として直接雇用する	現在受け入れている派遣労働者以外の者を新たに自社従業員として雇用する	現在派遣労働者を活用している業務を現在いる自社従業員で実施する（新たな自社従業員の雇い入れをしない）	派遣労働者を活用している業務を業務請負に切り替える	現在派遣労働者が担当している業務を廃止する	
計	100.0	26.2 (100.0)	(75.9)	(26.8)	(15.4)	(20.2)	(6.0)	(1.7)	73.5
1,000人以上	100.0	61.9 (100.0)	(73.1)	(37.7)	(15.9)	(33.6)	(11.1)	(3.0)	37.6
300～999人	100.0	51.4 (100.0)	(72.3)	(31.3)	(17.1)	(29.8)	(8.2)	(3.3)	48.6
100～299人	100.0	38.0 (100.0)	(82.6)	(27.6)	(15.5)	(16.2)	(7.2)	(2.5)	61.7
30～99人	100.0	19.8 (100.0)	(73.3)	(24.6)	(14.9)	(19.2)	(4.4)	(0.9)	79.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	19.8 (100.0)	(63.5)	(41.7)	(4.5)	(-)	(-)	(12.2)	80.2
建設業	100.0	12.0 (100.0)	(91.3)	(16.6)	(13.3)	(12.6)	(0.4)	(1.1)	88.0
製造業	100.0	38.5 (100.0)	(77.0)	(33.5)	(16.5)	(19.4)	(6.6)	(1.7)	61.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.7 (100.0)	(83.3)	(16.4)	(16.6)	(9.8)	(9.5)	(1.7)	66.3
情報通信業	100.0	36.2 (100.0)	(78.0)	(20.3)	(17.5)	(20.8)	(12.8)	(4.0)	63.1
運輸業、郵便業	100.0	13.2 (100.0)	(79.8)	(18.1)	(8.9)	(11.5)	(23.4)	(0.1)	86.8
卸売業、小売業	100.0	26.6 (100.0)	(71.0)	(20.5)	(14.9)	(25.7)	(2.9)	(2.3)	73.4
金融業、保険業	100.0	56.4 (100.0)	(79.5)	(33.0)	(16.9)	(11.2)	(2.1)	(-)	43.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	32.6 (100.0)	(70.4)	(21.7)	(14.9)	(17.0)	(5.7)	(1.2)	67.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	31.2 (100.0)	(80.3)	(36.4)	(7.5)	(15.7)	(5.4)	(1.3)	68.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	23.5 (100.0)	(66.0)	(24.5)	(23.8)	(16.6)	(0.1)	(0.2)	76.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	15.2 (100.0)	(86.4)	(16.9)	(9.6)	(17.6)	(2.2)	(-)	83.8
教育、学習支援業	100.0	14.1 (100.0)	(75.6)	(24.1)	(3.1)	(21.4)	(2.8)	(9.4)	84.6
医療、福祉	100.0	9.9 (100.0)	(56.1)	(50.5)	(32.1)	(1.8)	(3.5)	(-)	89.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.7 (100.0)	(77.4)	(28.1)	(12.2)	(28.9)	(5.5)	(1.7)	84.5

注：1)「全企業」には、「現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定」が「不明」の企業を含む。

2) ()内の数値は、「現在派遣労働者を受け入れている」を100とした割合である。

3) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。